

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和5年3月31日・東京都規則第71号

1 概要

(1) 改正理由

総務省消防庁において、国民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、消防法施行規則に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する図書の削減が行われることから、火災予防条例（以下「条例」という。）には消防法（以下「法」という。）に準じて規定する同様の届出があり、添付図書を火災予防条例規則に規定しているため、消防法施行規則に合わせて見直しを行うもの

(2) 改正内容

条例第58条の2に基づく、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書に添付する書類は、消防用設備等にあつては、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書とし、特殊消防用設備等にあつては、平面図、配管及び配線の系統図、計算書、設備等設置維持計画、法第17条の2第3項の評価結果を記載した書面並びに法第17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類とすること。

条例58条の3に基づく、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付する書類は、消防用設備等にあつては、平面図、配管及び配線の系統図並びに消防用設備等試験結果報告書とし、特殊消防用設備等にあつては、平面図、配管及び配線の系統図、設備等設置維持計画並びに特殊消防用設備等試験結果報告書とすること。

2 施行日

令和5年4月1日